九〇〇番
九四〇番

九四二番
九三五番二
九三三番三地先道路敷
九三三番一
九二八番

十(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宮川三支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を平成二十五年国土交通省告示第六百七十号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱六号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県阿蘇市一の宮町手野
字平井　一八四一番三
一八四二番一
一八四三番三
一八四六番一

一八五一番一
一八二六番一地先道路敷
一八四〇番三地先道路敷
一八四一番一地先道路敷

一八四一番三
一八四二番一
一八四三番三
一八四六番一

一八五一番一
一八二六番一地先道路敷
一八四〇番三地先道路敷
一八四一番一地先道路敷

八号
九号及び十一号
十号
十二号
十三号
十四号
十五号

九号
十一号
十二号
十三号
四号及び五号

六号
七号
八号
九号

十一(一)　砂防法第二条の土地の表示
野中川三
(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を平成二十五年国土交通省告示第六百七十号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱六号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県阿蘇市一の宮町三野
字栗木　一九三一番三
一九三〇番
一九二七番
一九二八番二
一九二六番一
一九二一番地先道路敷
一九三四番
一九三二番

一号
二号及び三号
四号
五号
六号
七号
八号及び九号
十号

十二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鬼塚川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川敷及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
熊本県阿蘇市一の宮町北坂梨
字丸山　一六八番二
一六八番三
一六九番二
一六九番三
一七二番三
一七二番六
一七二番七
一七三番
一七四番
一七五番三
一九八番三
一九八番四
一九九番四
一九九番五
二〇〇番二
二〇二番二
二〇三番四
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を平成二十五年国土交通省告示第千二百九十二号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
熊本県阿蘇市一の宮町北坂梨
字高城　九三〇番
九二一番五地先道路敷
九二一番五
字丸山　一七二番三
一七五番三
一七八番地先道路敷
又一七八番地先道路敷

一六八番三
一六九番二
一六九番三
一七二番三
一七二番六
一七二番七
一七三番
一七四番
一七五番三
一九八番三
一九八番四
一九九番四
一九九番五
二〇〇番二
二〇二番二
二〇三番四

一号
七号
八号
二号
三号
四号及び五号
六号

十三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
黒川四
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を平成二十五年国土交通省告示第六百七十号で指定した同号八に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県阿蘇市黒川
字牧西　二五四四番　一号
二五四六番一　二号
二五四六番四　三号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱四号から六号までを順次結んだ線及び標柱四号と六号を平成二十五年国土交通省告示第六百七十号で指定した同号八に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県阿蘇市黒川
字牧西　二五四六番四　四号
二五四七番五　五号及び六号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱七号から十号までを順次結んだ線及び標柱七号と十号を平成二十五年国土交通省告示第六百七十号で指定した同号八に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県阿蘇市黒川
字牧西　二五五四番一　七号
字西年山　二〇一三番一　八号
二〇一一番一　九号及び十号

〇国土交通省告示第八百八十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十七年七月二十七日
国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
津柳八の谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県木田郡三木町大字奥山
字井戸下甲　一〇〇九番
一〇三三番
一〇三〇番
一〇二七番
一〇二六番地先道路敷
一〇一五番
二八六六番
二八七三番一

字井戸

二八八二番
二八八一番

一号
三十四号
三十五号
三十六号
三十七号
三十八号
二号
八号及び九号
十三号
十四号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
丸尾谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県三豊市三野町大見
字鳥坂上　甲四三六四番
字火上山　乙二六番一
乙二六番五九
乙二六番五七
乙二六番五六
乙二六番五五
乙二六番三八
乙二六番四二
乙二六番三
乙二六番四五
乙二六番四九
乙一六番五〇

字井戸下乙　二八六五番一
一〇八六番
一〇五七番
一〇五六番一
一〇七五番
一〇七五番地先水路敷
一〇六六番
一〇六五番
一〇六四番

字鳥坂上　甲四三六〇番二
甲四三六〇番二〇
甲四三六一番三

二八八〇番
二八五七番二
二八五三番

二八五六番一
二八五二番

一〇七五番地先水路敷
一〇六六番
一〇六五番
一〇六四番

乙二四番一

一号及び二号
三号及び四号
五号及び六号
七号
八号
九号
十号
十一号
十二号
十三号
十四号
十五号
十六号
十八号及び十九号
二十号
二十一号
二十二号

十五号及び十六号
十七号及び十八号
十九号から二十三号まで
二十五号及び二十六号
二十四号
二十七号から三十三号まで
三号
四号
五号
六号
三十九号